

平成30年3月30日、企業会計審議会(ASBJ)は、企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「新基準」という)および企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下、「適用指針」という)を公表した。

この新基準は、国際会計基準審議会(IASB)が平成26年(2014年)5月に公表した「IFRS15号」顧客との契約から生じる収益」を基礎にしたわが国における収益認識に関する包括的な会計基準であり、平成33年(2021年)4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用されることになっている。

収益認識に関する会計処理は、企業において日常的な取引に対して行われるものであり、会計処理された収益金額は企業経営を管理するなかで最も重要な指標の一つでもある。この新基準の適用により従来と収益を認識するタイミングが大きく変わってくる場合、企業において経営管理およびITシステム対応を含む業務プロセスを変更しなければ

ならない可能性があることから、この新基準に対する関心は公表前から非常に高いものであった。

本稿では、すでに多くの著者が書かれている財務会計制度への適用ではなく、管理会計制度への適用に着目した。新基準の公表によって財務会計制度が変わることとは、財務会計制度と有機的な関係が深い管理会計制度を変更しなければならぬ可能性も考えられ、新基準の適用を進めるうえで、管理会計制度への影響も考慮することが重要だと考えたからである。

第1章で管理会計制度という観点を踏まえて新基準のポイントを整理し、第2章で新基準の適用による管理会計制度の業務やITシステムに与える影響を整理し、第3章で新基準に対応した管理会計制度を導入するために社内ですういった準備を進めておくべきかを整理したい。

なお、文中でのコメントおよび意見に関する内容については、筆者の見解や私見に過ぎない点、ご理解ご了承をお願いしたい。

第1章

管理会計の観点から考える 収益認識基準の ポイント整理

【本章の構成】

第1章では、最初に簡単な設例を通じて新基準適用のイメージをつかんでもらい、その後新基準の基本概念である5つのステップの全体を

説明し、そして管理会計の観点から重要だと考えられる個別のステップについてその詳細を説明してきた。

新基準適用の イメージ

まず次の設例を読んで頂きたい。

【設例】

ある日曜日よし君はお母さんから「おじいちゃんの家に来る今度の土曜日までに、デパートでおじいちゃんが好きなあのお菓子を買ってきてくれる? あと庭の草むしりを済ませておいてくれないかしら?」2つのお願いをきちんとやってくれたらお駄賃をあげる。でも水曜日より前に終わらせてくれたらご褒美でお駄賃の金額を増やしてあげるとお願いされ、引き受けました。

新基準を知らないときのよし君であれば、2つのお願いが終わってからお母さんにお駄賃全額を頂戴ということになるでしょう(お母さんもそのほうが楽に思うでしょう)。

では新基準を勉強した後のよし君だと、お母さんからお駄賃の受け取り方はどのように変わるのでしょうか? よし君の頭のなかは次のように変わることになるでしょう。

・お母さんからのお願いを引き受けて、

・お母さんへの約束は、おつかいと草むしりの2つであることを理解し、
・自分がもらえるお駄賃全額は、これまでのお母さんとの約束を早めに終わらせた傾向を加味してご褒美分を増額して計算し、